

「デンジャラス原発にレッドカード」 老朽原発40年廃炉・名古屋訴訟



高浜 1.2号機 & 美浜 3号機の運転期間延長認可取消訴訟

高浜 1.2号 第11回
美浜 3号 第9回 **口頭弁論**

関電は
着々と工事を
進めているよ
裁判も今年が
正念場

2019年 **4月18日(木)**

@名古屋地方裁判所 (2号法廷予定)

12:50~名古屋地裁南で原告受付開始 & ミニ集会

(傍聴券は先着順です。受付は13時以降。)

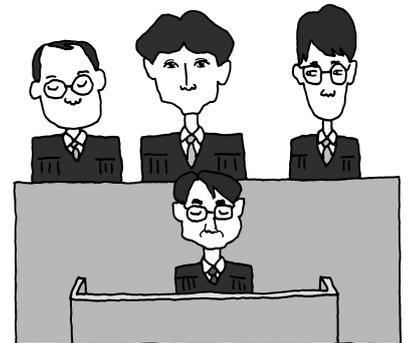
13:30~高浜原発1.2号機 第11回口頭弁論

14:30頃~原告受付 & 傍聴券は先着順

15:30~美浜原発3号機 第9回口頭弁論

16:45頃~18:00 記者会見 + 報告集会

(@桜華会館 2F「富士桜」 弁護団からの解説あり)



老朽原発40年廃炉訴訟とは？ 福島原発事故の教訓から原発の運転期間を原則40年とする法律ができました。しかし、原子力規制委員会は高浜1.2号と美浜3号機の40年超運転を自ら規制を緩めて認めてしまいました。この裁判はその違法性を問う行政裁判です。現在、名古屋地裁で国と利害関係者とする関西電力の両者を相手に、ベテラン、中堅から若手まで総勢30余名の熱意溢れる弁護団が手弁当で裁判を闘っています。

この裁判を支えるために皆さまの力をかけてください。カンパ大歓迎！
40年廃炉訴訟市民の会の会員も大募集中です。(年会費2000円)
ゆうちょ銀行 口座番号：00810-0-153748「40年廃炉訴訟市民の会」

老朽原発40年廃炉訴訟市民の会

TEL：080-9495-9414 (事務局)

E-MAIL：toold40citizens@gmail.com TWITTER：@toold40nagoya

HP：http://toold-40-takahama.com/people/

FACEBOOK：https://facebook.com/toold40nagoya/

インスタグラム：https://www.instagram.com/toold40nagoya/

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル5F 名古屋第一法律事務所 気付

TOOLD40@NAGOYA

【次回は2019年7月11日(木)】13:30~高浜1.2号機 第12回口頭弁論 15:30~美浜3号機 第10回口頭弁論